

東京都地域特産品認証事業実施要領

制 定	平成 10 年 6 月 8 日 10 労経振工第 171 号
改 定	平成 17 年 1 月 25 日 16 産労農食第 819 号
改 定	平成 20 年 1 月 22 日 19 産労農食第 875 号
改 定	平成 21 年 1 月 19 日 20 産労農食第 737 号
改 定	平成 21 年 10 月 8 日 21 産労農食第 502 号
改 定	平成 23 年 2 月 14 日 22 産労農安第 616 号
改 定	令和 2 年 1 月 29 日 31 産労農安第 1174 号
改 定	令和 4 年 1 月 27 日 3 産労商支第 1730 号
改 定	令和 6 年 12 月 5 日 6 産労商支第 1690 号
改正	令和 7 年 11 月 9 日 7 産労商支第 1513 号

第1 目 的

この事業は、東京都内産の原材料を使用している加工食品または東京の伝統的手法など生産方法に特徴があると認められる食品（以下「地域特産品」という。）について、都が一定の基準を設け、その基準に適合するものを東京都地域特産品認証食品（以下「認証食品」という。）として認証することにより、東京都内産の食品に対する消費者の信頼を高めてその普及と需要拡大を図り、もって東京都の食品産業の振興に資することを目的とする。

第2 定 義

この要領において「認証」とは、原材料、品質、表示等に関する一定の基準（以下「認証基準」という。）を設定し、食品関係事業者からの申請に基づき、認証基準に適合するかどうかの審査を行い、その基準に適合するものについて、認証食品として認めることをいう。

第3 認証基準策定委員会の設置

- 1 知事は、第2により認証基準を定めようとするときは、あらかじめ学識経験者をもって構成する東京都地域特産品認証基準策定委員会（以下「策定委員会」という。）の意見

を聴くものとする。

- 2 策定委員会の運営については、別に定める。

第4 認証申請の手続

地域特産品の認証を受けようとする者は、東京都地域特産品認証申請書（別記様式第1号）及び指定の付属書類等を知事に提出しなければならない。

第5 申請者の資格

地域特産品の認証を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1)「地域特産品」の認証を受けようとする食品（以下、申請品という。）を東京都内で生産または製造・加工する食品関係事業者
- (2)東京都に本社を有し、申請品を生産または製造・加工する食品関係事業者
- (3)その他、知事が認める、申請品を生産又は製造・加工する事業者

第6 認証委員会の設置

- 1 知事は、第4の規定による申請があった場合は、学識経験者等から構成される認証審査委員会を設置し、申請の内容が認証基準に適合しているかどうかを審査するものとする。
- 2 1の審査にあたっては、必要に応じて、当該申請品について現地調査を行うものとする。
- 3 知事は、審査の結果、当該申請品についてあらかじめ品質基準を設ける必要があると認められるときは、品質基準を定める。
- 4 認証審査委員会の運営については、別に定める。

第7 認証の決定

- 1 第4による申請に対する認証審査委員会の審査の結果、当該申請品が認証基準に適合すると認められるときは、知事は認証の決定を行い、当該申請者に対し東京都地域特産品認証食品証明書（別記様式第2号）を交付するものとする。
- 2 知事が認証しないと決定したときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するも

のとする。

第8 認証の有効期間

認証の有効期間は、認証を決定した日の属する年度の3年後の年度末を限度とする。
以後、有効期間終了ごとに更新することができる。

第9 認証の継続申請

- 1 認証を受けた者が、認証の有効期間終了後も引き続き認証を受けようとする場合は、東京都地域特産品認証食品継続認証申請書(別記様式第3号-1)を知事に提出しなければならない。
- 2 認証を受けた者が、有効期間を短縮して引き続き認証を受けようとする場合は、東京都地域特産品認証食品有効期間短縮兼継続認証申請書(別記様式第3号-2)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、当該申請品が認証基準に適合すると認められるときは、継続認証の決定を行い、当該申請者に対し東京都地域特産品認証食品証明書(別記様式第2号)を交付する。
- 4 知事は、3の決定において、必要と認められる場合は、認証審査委員会の意見を聞く。

第10 認証食品の種類追加

- 1 認証を受けた者が、既存認証食品について、内容が同一で容量や包装形態等が異なる商品を追加しようとする場合は、東京都地域特産品認証商品追加認証申請書(別記様式第4号)を知事に届け出なければならない。

第11 申請内容の変更

認証を受けた者が、認証食品の内容を変更しようとする場合は、第4に定める手続きにより、改めて認証申請の手続きを行わなければならない。ただし、認証食品の同一性に影響のない事項に変更が生じたときは、速やかに届出書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。

第12 認証の廃止

認証を受けた者は、認証食品の製造又は販売を中止したときは、速やかに東京都地域特産品認証食品廃止書(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

第13 認証の表示

- 1 認証を受けた者は、認証食品について、認証マーク(別記様式第7号)を表示することができる。
- 2 認証マークの利用は、認証食品であることを明確に識別するために利用する場合に限るものとする。
- 3 認証マークを利用する場合は、別に定めるところにより、都の利用許諾を受けた上で認証マークを利用するものとする。

なお、国、地方公共団体、都の政策連携団体(以下「国等」という。)が、本事業のPR・広報を目的として、HPや広報誌に認証マークを利用する場合等については、「東京都著作権取扱要綱」によるものとする。

第14 東京都地域特産品認証食品販売等実績報告書

認証を受けた者は、毎年度(4月1日から3月31日まで)の認証食品販売等の実績を東京都地域特産品認証食品販売実績報告書(別記様式第8号)により、翌年度の5月末日までに知事に提出しなければならない。

第15 技術指導等

認証を受けた者は、国、都関係機関等が実施する製造技術、品質管理、衛生、生産記録等に関する指導を積極的に受けなければならない。

第16 調査等

- 1 知事は、必要に応じて、認証を受けた者の製造工場等を調査し、製造等の施設、品質管理、品質、生産記録等に対する点検指導を行うものとする。
- 2 知事は、継続申請があった場合等、市販されている認証食品について、随時、品質、表示等認証基準項目に関する分析検査を行うものとする。

第17 改善の指示

知事は、認証食品が、第16の調査の結果、認証基準に適合していないと認めるときは、当該認証食品の認証を受けた者に対し是正のための必要な措置を採るべきことを指示するものとする。

第18 違反者に対する措置

- 1 認証を受けない者による認証マークの使用、認証を受けた者による不正使用、虚偽の申請等、この要領に違反する行為があると認められるときは、翌年から起算して5年間、当該製造業者に対して認証を行わないこととする。
- 2 認証を受けた者が、1の違反行為を行ったと認められるときは、知事は認証を取り消すものとする。
- 3 認証を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったときは、知事は認証を取り消すものとする。

第19 関係法令等の遵守

認証を受けた者は、食品表示法、食品衛生法、農林物資の規格化等に関する法律（JAS 法）等の関係法令を遵守するとともに、関係機関から積極的に指導を受け、法令改正等があった場合はすみやかに対応すること。

第20 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

前要領のもとで決定されている認証食品の有効期限については、各認証食品の有効期限年月日に該当する年度末日までを認証の有効期限とする。

なお、この要領は、平成 17 年 1 月 25 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 1 月 22 日から適用する。

附 則

この要領は、決定日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年1月29日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年1月27日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年12月5日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年11月9日から適用する。